

2 1. 東日本大震災に伴う復旧・復興支援について

関東部会提出
説明担当 日立市

東日本大震災によって、これまでに経験したことの無い大きな地震と津波に見舞われた茨城県内においては、家屋の損壊、ライフラインや公共施設等を初めとする社会インフラへの甚大な被害及び住宅のみならず農地や農業施設まで広域にわたる液状化被害が発生した。

各自治体においては復旧が進められ、市民生活も落ちつきを取り戻しつつあるが、津波や急傾斜地崩落への不安、福島第一原子力発電所の事故による影響なども含め、本格的な復興には多くの時間とさらなる努力が必要であると認識している。

しかしながら、今回の震災が未曾有のものであったことを考えると自治体の努力にも限界がある。

よって、国においては、復旧・復興支援にかかる下記事項について、速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 本庁舎の再建に係る補助金制度の創設、国・県指定文化財の修理修復に係る全額国庫負担での対応など、震災復旧・復興事業に要する費用についての財政措置
- 2 原子力災害対応に要した費用の補償
- 3 放射性物質や風評被害による農畜産等生産農家や販売業者、並びに水産業・観光業等産業全体に対する損害賠償の、国の責任による早急かつ確実な実施
- 4 半壊、一部損壊家屋及び建造物並びに地盤修復等への支援対象の拡大
- 5 災害時に機能できる医療体制整備への支援
- 6 茨城港（日立港区・常陸那珂港区・大洗港区）、鹿島港等港湾施設の復旧及び整備促進
- 7 海岸部の防潮堤、護岸整備工事などの海岸線保全対策の促進
- 8 急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険箇所における安全対策事業の促進
- 9 液状化被害に対する新たな支援のための特別立法の制定